

「高圧・特別高圧電気取扱特別教育テキスト（第3版1刷）」ご購入の方へのお知らせ

現在発行中の本書において、誤記がございましたのでお詫びし、訂正させていただきます。

○本書の一部を以下のとおり、訂正をお願いいたします。

頁	項目	正	誤
1	※2	※2 第6編 第1章 4 安全衛生特別教育規程（抄）（P.313参照）のこと。	※2 第6編 第1章 4 安全衛生特別教育規程（抄）（P.311参照）のこと。
7	2 感電死亡災害の状況 2段落 2行目	～の業種別人数（平成28年）	～の業種別人数（平成26年）
104	(2)高圧受電設備表の下	※～示している。消防用設備等の非常電源となる設備の消防法上の点検～	※～示している。消防用設備等の消防方法については、非常電源となる設備の消防法上の点検～
150	1 離隔距離の確保 (2) 安全な距離の確保 1行目	安全な距離～架空配電線の電柱に昇柱する場合、充電部分までの安全距離は、頭上30cm <u>超過</u> となります。	安全な距離～架空配電線の昇柱する場合、充電部分までの安全距離は、頭上30cm <u>以上</u> です。
151	安全な距離の確保 枠内	高圧6,600Vの架空電線では、頭上30cm <u>超過</u> 身体60cm <u>超過</u>	高圧6,600Vの架空電線では、頭上30cm <u>以上</u> 身体60cm <u>以上</u>
152	6行目	この様な場所では、身体の周辺は60cm <u>超過</u> の安全距離が必要です。	この様な場所では、身体の周辺は60cm <u>以上</u> の安全距離が必要です。
313	タイトル 4 安全衛生特別教育規程	4 安全衛生特別教育規程（抄）	4 安全衛生特別教育規程

以上